平成２７年（再イ）第６５号
広島市安佐北区亀山７丁目19番40―12号
再生債務者　**吉**村　　健
1　決議に付する再生計画案　平成28年２月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年３月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年３月30日まで
平成28年３月２日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第６号
宮崎県延岡市日の出町１丁目８番地10　山正ビル　301
再生債務者　波岡　**嘉里**
1　決議に付する再生計画案　平成28年２月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年３月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年３月30日まで
平成28年３月２日　宮崎地方裁判所延岡支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第２号
岐阜県揖斐郡池田町片山1100番地　セジュールＮＡＲＵＳＥ　Ａ棟101号
再生債務者　間野　和則
1　決定年月日時　平成28年３月２日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月23日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月30日から平成28年４月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部

平成２７年（再ロ）第３号
鳥取県米子市河崎3472番地　マイアン２―106号（前住所）鳥取県米子市新開７丁目17番10号（107号）
再生債務者　福浦　孝治
1　決定年月日時　平成28年３月２日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月23日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月６日から平成28年４月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（再ロ）第１号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目44番25―202号
再生債務者　佐々木芳夫
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月29日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月12日から平成28年４月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２８年（再ロ）第１号
栃木県小山市城東４丁目16番40号
再生債務者　倉持　　宏
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月29日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月12日から平成28年４月19日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（再ロ）第１号
京都府舞鶴市字下福井949番地17
再生債務者　眞下　光次
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月29日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月５日から平成28年４月12日まで
京都地方裁判所舞鶴支部

平成２８年（再ロ）第２号
長野県松本市美須々７番８号
再生債務者　大鶴　圭市
1　決定年月日時　平成28年３月２日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月30日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月13日から平成28年４月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（再ロ）第１号
広島県呉市音戸町田原２丁目20番７号
再生債務者　重川　健志
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月31日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月７日から平成28年４月21日まで
広島地方裁判所呉支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１００００６号
長崎県長崎市昭和３丁目393番地
再生債務者　田平　孝弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年１月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年３月17日まで
平成28年３月１日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２７年（再ロ）第１５号
仙台市青葉区中山台３丁目７番地の12
再生債務者　神山　真典
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年２月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年３月23日まで
平成28年３月２日
仙台地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第２号
広島県福山市手城町２丁目14番10号　レオパレスＫＡＷＡＳＡＫＩ　102号
再生債務者　山崎　美枝（旧姓藤森）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年１月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月２日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（再ロ）第４８号
大阪府寝屋川市打上南町１番20―301号
再生債務者　中川　雅之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年２月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第１号
山形県東置賜郡川西町大字洲島572番地
再生債務者　安部美千子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年２月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月１日　山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（再ロ）第１号
熊本県球磨郡相良村大字川辺1052番地１（住民票上の住所）熊本県人吉市西間下町1476番地
再生債務者　山内　龍治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年２月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月２日　熊本地方裁判所人吉支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 28 年３月 10 日　　広島県教育委員会
1　失効した免許状
(1)　種類、番号、授与年月日、授与権者
ア　中学校教諭一級普通免許状、昭60中１普第746号、昭和61年３月25日、広島県教育委員会
イ　高等学校教諭二級普通免許状、昭60高２普第889号、昭和61年３月25日、広島県教育委員会
(2)　氏名及び本籍地
戸田　正聡、大分県
(3)　失効年月日　平成28年２月12日
(4)　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当
2　失効した免許状
(1)　種類、番号、授与年月日、授与権者
高等学校教諭一種免許状、平26高１第18号、平成26年５月15日、広島県教育委員会
(2)　氏名及び本籍地
安永　俊介、山口県
(3)　失効年月日　平成28年２月12日
(4)　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当